

晴海選手村土地投げ売り を正す会ニュース

2020.5.29 <NO.8> 発行:「晴海・正す会」事務局 市川隆夫 090-1853-5505

次回法廷6月12日は中止!

コロナウイルス感染拡大で揺れ動く日程

1月17日の第8回口頭
弁論から4カ月半近く経
ちました。新型コロナウイルス
が影響して、各種
裁判日程が揺れ動いてい
ます。

晴海選手村住民訴訟の
次回法廷期日は6月12日
となっておりますが、昨日
28日、裁判所から「コロ
ナ感染予防のため『三密』
となる6月12日の法廷は
中止、次回期日は追って
通知する」旨の連絡が原
告訴訟代理人あてにあり
ました。

2月ごろから顕著にな
った新型コロナウイルス
感染症のとどまる所を知
らない拡大で、一度発令

された緊急事態宣言が5
月4日に、さらに5月末
まで延長され、裁判に関
しても影響が出ていまし
た。この間、法廷期日に
ついては、仮差し押えな
ど保全事件やDV保護命
令など特に緊急性が高い
とされる事件以外につい
て、軒並み期日取り消し、
次回期日は追って指定と
なっていました。

準備書面の作成
にも支障来たす

現在、原告準備書面(9)

を作成中です。また、地
方自治法に関する白藤先
生の意見書なども準備し
ています。しかしその作

業にもコロナによる外出
自粛要請や図書館閉館で
文献確認が出来ないなど
困難が生じています。

4月23日の弁護士・「正
す会」事務局合同会議も
中止せざるを得ず、以後
メールや電話で意見交換
しながら作業を続けてき
ています。

そのため、4月30日の
原告準備書面の提出期限
の延期申請を裁判所に4
月16日に提出しました。

期日延期を申立て

晴海選手村の裁判の期
日を取り消しの対象には
なっていませんでしたが、
感染リスクを避けるため、

原告訴訟代理人は、裁判
所に5月11日、「期日変更
申立書」を提出しました。

25日に、緊急事態宣言
が前倒しで全面解除され
ましたが、感染リスクが
なくなったわけではあり
ません。419号法廷は、
原告席も傍聴席もいつも
ほぼ満席で、「三密」と言
うべき感染リスクが高い
状態です。原告には高齢
者が多数います。

それにも拘らず被告側
は、コロナを顧みず、準
備書面の延期申請も、期
日の延期申立ても同意し
ておらず、4月30日以降
の原告の証拠・主張書面
の提出を却下し、結審す
るよう裁判官の訴訟指揮
を求めています。

裁判所は被告の主張を
斥け、原告側の道理ある
主張を認めた形です。

第8回口頭弁論(20年1月17日)の報告

協議議事録は談合議事録？

都も事業協力者ら13社も開示拒否

原告訴訟代理人の山田聡美弁護士が、口頭で見陳述を行いました。

談合の疑いが濃い、都と事業協力者13社との協議議事録の情報開示請求に対して、都は廃棄したとして開示しなかったの、13社に裁判所の方から提出を求めて欲しいと調査囑託を提出していただきました。ところが被告東京都は裁判所に、この調査囑託の申し出を却下するよう求めています。事業継続中の重要文書を廃棄するなど、常識的に考えられません。

そこで原告らは昨年12月23日に直接、事業協力者13社に開示を求める照会書を送付しました。これに対して各社から同じような文面で拒否の回答がありました。その内容は、資料・記録の存在自体は否定せず「一連の手続き及び特定建築者との取引においては、適切かつ適法に行われたものであるため「回答する必要はない」というものでした。「適切・適法」と言うなら開示してもよさそうなのに、余程出したら都合が悪い内容なのでし

よう。一層疑惑が深まります。

争点は「適正かつ

適法」かどうかだ

適切・適法かどうかは裁判の争点になっているのであり、協議議事録を明らかにする必要があると

山田弁護士は、「東京都が公正に運営してきたと主張するならば、本件事業の過程について資料を示して、透明性を持って誠実に説明すべき」だとし、都も事業協力者も出そうとしないので、「裁判

所において、調査囑託の実施を決定していただきたい」と改めて強く求めました。

ボロ隠し、幕引き

急かす被告東京都

これに対して被告東京都は、上申書を提出し「本

れません、猛反発。一時法廷は騒然となりました。被告は、裁判の判断に必要な重要文書を隠蔽し、開示を拒み、まともに向き合おうとせず、そのうえ、被告がこの日の法廷に出した土地価格や談合に関わる第5準備書面に對する原告の反論を封じようとするもので断じて許せません。これ以上ボロが出るのが怖いのでしようか。

次回6月12日と

決めたが中止

この日の法廷では4月30日までに被告準備書面5に対する反論、行政法学者の意見書を原告が提出し、6月12日午後3時、419法廷と決めました。1面既報の通りコロナ感染予防のため中止と決定。

法廷前11時 都庁記者クラブで会見 東京都の情報隠蔽を批判

1月17日午後からの地裁法廷での口頭弁論に先立ち、同日午前11時から被告東京都のお膝元、都庁記者クラブで記者会見を行いました。被告の所在する都庁の記者クラブにも認識を深めてもらうため、久しぶりの都庁での記者会見でした。

また、9割引という非常識な価格を導き出したのは、官製談合でしかあり得ないと、情報開示を求めてもこれに応じない都の情報隠蔽体質を厳しく批判しました。

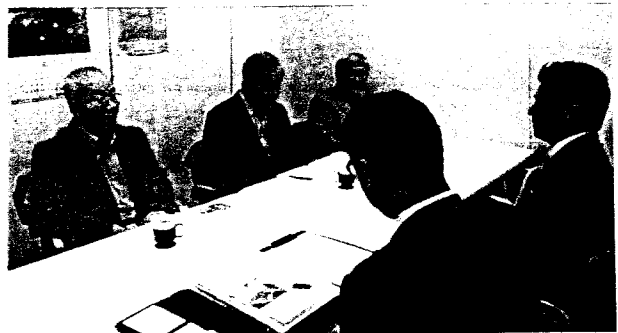
淵脇みどり弁護士は、17年8月提訴以来の訴訟経過を改めて説明し、1500億円以上の都民の損害を争っているのであり、昨年7月に、企業が1%以上利益をあげたら、その増収分を都と企業と折半するという小池都知事の発表は、ゴマカシだと批判しました。

都庁で記者会見（1月17日）



都議会各会派に懇談申し入れ 共産、都民ファースト 生活者ネットと懇談

この間、都議会でこれまで追及してきたのは共産党だけでした。小池知事が「増収分折半」を記者会見で発表し、これまでに沈黙していた大手新聞が取り上げるといふ新たな



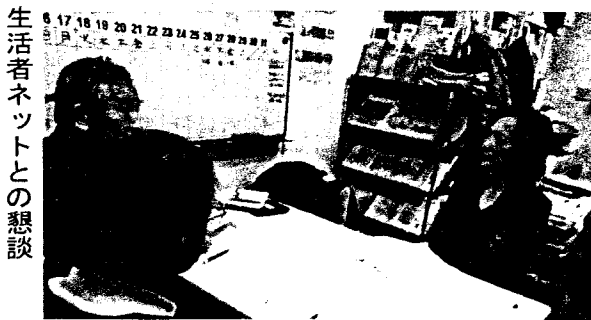
都ファとの懇談（14日）

な展開のもとで、昨年12月、都議会全会派に面談（意見交換）したい旨の申し入れを行いました。

年明け早々の8日に共産党と行い、都は適正価格と言いつながら譲渡契約書に「価格見直し条項」があるのをおかしいと、他の再開発事業を調査すると約束してくれました。

都民ファーストとは1月14日行い、「あなた方と思いは同じ」とは言うものの、選手村計画に対する意見は具体的に語ってもらえませんでした。

2月5日に行った生活者ネットは、公的住宅がないなど疑問を持っているが、一人会派の制約もあり重点的に取り上げることは困難なようです。



生活者ネットとの懇談

東京オリンピック1年延期

晴海選手村はどうなる？

コロナウイルス感染が世界中に広がる中で、各国選手や競技団体、それにカナダが、予定通りやるなら不参加を唱えるなどして、やっと3月24日、中止を決定した。

9000戸契約済

晴海選手村住宅は大会終了後、内部を完全リフトして売り出すのだが、ハルミ・フラッグの名で昨年5月から販売を開始し、既に9000戸ほど契約済である。2年半かけて内部を改装し、2023年3月の入居予定であった。1年遅れを単純に考え

れば入居が1年遅れることになる。既契約者は黙ってはいないだろう。

小池知事コロナ

の隔離施設にと

小池都知事は3月下旬のTV番組で、病床の不足が顕在化したら、選手村宿舎を軽症者の隔離施設にする可能性に言及した。悪くはない発想だとは思う。

しかし、完全消毒はするだろうが、来年の各国のアスリートたちが入居を躊躇しないだろうか。また、マンションとして売り出すときは更に全部内装を取り替えるが、マ

イナスイメーじになりかねない。ディベロッパ11社と相談した上でのごとではないだろう。

都へ補償請求は？

コロナ対策はともかく、1年延期で、特定建築者11社は、彼らの見積が狂うことになる。1年延期は都の責任ではないが、損失を都に補償を求めるとも考えられる。

仮に補償が仕方ないとした場合でも、それは土地価格を是正してからのことである。ディベロッパに甘い東京都であるから、十分注意して監視していく必要がある。

2020年会費納入と住民訴訟支援カンパのお願い

いま、新型コロナウイルス感染症の防止のため、さまざまな行動に自粛が求められ、私たちの活動にも支障が生じていますが、原告訴訟代理人の弁護士さんや学者先生らにメールや電話で奮闘していただいています。毎回の法廷には、原告の皆さんをはじめ多くの方々に傍聴に来ていただき、ほぼ満席の状態です。こうした皆さんの支えがあって裁判も攻勢的に進めることができています。改めて感謝申し上げます。

裁判も17年8月提訴以来3年近く経ちましたが、疑わしい情報を開示しようとせぬ被告東京都をどのように攻めていくか、不動産鑑定士など証人申請なども考えていますが、まだまだ長引くかと思えます。「知ってますか」リーフ2刷り1万部も出来上がりました。

つきましては、2020年会費を下記の通り請求させていただきます。郵便振込票を同封致しました。振込には、できるだけATMでお願いします。

「晴海・正す会」2020年会費 1口 1,000円